平成２２年（フ）第３３８２号
名古屋市港区稲永５丁目７番５―506号西稲永荘
債務者　犬飼　寿子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４１９号
名古屋市北区若鶴町303番地　ラ・トゥール303号
債務者　白武　由美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４７６号
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字[旭]田17番地１　レオパレスΣＳ102
債務者　三角　武司
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０１号
三重県いなべ市員弁町畑新田710番地　アンソレイユ103号室
債務者　大場　克已
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
三重県桑名郡木曽岬町大字小和泉61番地
債務者　服部　葉月
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
三重県桑名市長島町松蔭1019番地１
債務者　月精　美良
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
滋賀県東近江市躰光寺町新川西1561―１、住民票上の住所熊本県熊本市水前寺５丁目14番19号
債務者　隈部　英人
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５２４号
兵庫県川西市多田院２丁目８番11号
債務者　堀　　貞之
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０４５号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目45番地の30　ボアビラージ東園田101号
債務者　髙木　美彦（旧姓朱山）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０８３号
兵庫県西宮市津門綾羽町２番26―301号
債務者　東　　正之
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０８４号
兵庫県西宮市津門綾羽町２番26―301号
債務者　東　　千春
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０９９号
兵庫県尼崎市次屋１丁目24番７号ハイツボンヌシャンス106号、前住所兵庫県尼崎市神崎町３番13号
債務者　笹部　貴江
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９６３号
兵庫県宍粟市山崎町矢原10番地６、従前の住所兵庫県宍粟市一宮町福中158番地
債務者　前田　由子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４５７号
奈良県橿原市東坊城町693番地　米昌寮202号室
債務者　清吾　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５０２号
奈良県磯城郡川西町大字結崎664番地の20、前住所奈良県天理市豊井町340番地
債務者　中西ひろ子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
奈良県橿原市古川町358番地の31、前住所奈良県葛城市南花内119番地５
債務者　松田　裕美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係